

**令和8年度 商店街整備事業**  
〔 商店街・小売市場共同施設建設費助成事業 〕

**利用の手引き**

兵庫県産業労働部  
地域経済課 商業活性化班  
令和8年4月

## 事業の実施期間

令和8年4月1日～令和9年3月31日

## 補助金の交付申請受付

補助金交付申請書（様式1号）に必要な書類を添付のうえ、下記のとおり申請してください。

### 1 受付期間

事前エントリー後～事業着手予定日の1ヶ月前

（予算執行状況により、年度の途中であっても受付を締め切る場合があります。）

### 2 提出先

各市町商業所管課

### 3 問い合わせ先

各市町商業所管課

兵庫県地域経済課商業活性化班 TEL 078-341-7711 内線74039

電子メール [chiikikeizai@pref.hyogo.lg.jp](mailto:chiikikeizai@pref.hyogo.lg.jp)

## 補助金の交付決定方法等

- 1 事業実施団体から市町に提出された申請書（正本1部(県用)、副本1部(市町用)）の内容を審査のうえ、予算の範囲内で補助の適否を決定し、補助金交付決定通知書により通知します。
- 2 補助金交付決定を受けた事業を中止したり、内容を変更する場合は、変更申請等の手続きが必要ですので、速やかに申し出て、指示に従ってください。
- 3 事業が完了したら、事業完了後30日以内又は令和9年4月10日のいずれか早い日までに実績報告書2部（正本1部、副本1部）を各市町商業所管課へ提出してください。

※「事業の完了」とは、“対象事業の実施後、最終の支払が完了した日”を指します。

市町を経由して提出された実績報告書の内容を審査し、当該事業の成果が交付決定の内容等に適合すると認めるときは、補助金額を確定し、補助金額確定通知書により通知します。（確定した補助金の額が前記の補助金交付決定通知書と同額であるときは、通知を省略します。）

- 4 補助金額の確定があった申請者は補助金交付請求書を各市町商業所管課へ提出してください。市町を経由して提出された補助金交付請求書により請求を受けた後に、補助金を交付します。

## 経 理 処 理

### 1 工事施工業者の決定

原則として入札もしくは見積もり合わせを行うとともに、適正な工期の確保に努めてください。

### 2 工事費の支払い

必ず銀行振込で行ってください。現金手渡しは不可です。

※インターネットバンキングを利用して工事費を支払う場合は、①送金結果がわかる資料と②通帳の写し（または、工事業者の領収書）を提出してください。（①②両方とも必要）

※工事費（契約額）から振込手数料を値引きして支払うことのないようにしてください。

振込手数料は、団体で負担してください。

### 3 帳簿について

① 補助事業に係る収入及び支出の状況を明らかにした帳簿を備えてください。

- ② 収入及び支出についての振込依頼書（金融機関の受付印が押してあるもの）、領収書等の証拠書類を整理し、当該補助事業が完了した年度の翌年度から5年間保存してください。
- ③ 補助事業の経理は、帳簿上他の事業の経理と明確な区分を行ってください。  
この際、帳簿上、及び通帳上について、支出の細目がわかるようにしてください。

**注 意 事 項**

- 1 補助の要件に適合する事業の補助対象総額が、予算の範囲を超える場合は、補助限度額にかかわらず予算の範囲内で補助金額を決定することがあります。
- 2 申請者の概要や事業計画などわかりにくい場合などは、内容について調査することがあります。
- 3 補助事業実施中での進捗状況や補助事業完了後での活動内容等について、報告を求めることがあります。
- 4 実績報告後、現地にて証拠書類等の確認をすることがあります。  
※委託先業者等への確認も行うことがあります。
- 5 補助要綱の規定違反、補助事業以外の用途使用、交付決定の内容及び条件違反、偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けた場合等は、補助金の交付決定を取消すとともに、当該取消しに係る部分に関しその返還を命じ、日数に応じた加算金を県に納付してもらいます。

**【重要】**

補助金を受けて整備した施設を取得財産の処分制限期間内に取り壊し又は廃棄し、当事業を受けて施設の再整備は行うことは原則できません。

(処分制限期間主なもの)

種別	構造等	耐用年数
立体駐車場	鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造	19～38年(構造により異なる)
建物付属設備	電気設備・照明設備	15年
	冷暖房・ボイラー設備	13・15年
アーケード	主に金属製	15年
カラー舗装	ブロック敷、れんが敷、石敷、アスファルト舗装	10・15年(仕様により異なる)
街路灯	金属製	10年
アーチ	金属製、照明付き	18年
防犯カメラ		6年

## 【商店街・小売市場共同施設建設費助成事業】

### 補助の対象となる団体

商店街・小売市場（任意\*の商店街団体を含む）

防犯カメラシステムを補助対象事業とする場合は、別に定める規約や管理体制を有し、防犯カメラシステム設置後についても適正な維持管理が確保できると認められる団体に限ります。

- （※）「任意」の商店街等とは、次の要件を満たす団体としています。
- ・構成員が原則として15人以上いること。
  - ・会則または規則を有していること。

### 補助の対象となる事業

商店街・小売市場が実施する共同施設の建設、改修及び撤去を行う事業で、補助対象経費100万円以上の事業。

アーチ、アーケード、街路灯、（多目的）トイレ、福利厚生施設、研修教養施設、会館、集会室、駐輪駐車場、カラー舗装、広場、小公園、休憩施設、緑化施設、利便施設、ストリートファニチャー、コミュニティ施設、防犯カメラシステム、冷暖房施設、その他知事が認める施設。

### 補助の対象となる経費

共同施設の建設、改修、取得又は撤去に要する経費。

※ただし、以下の経費は補助対象外となります。

- （1）他の国、県の補助金を受ける事業
- （2）交付決定日前に着手した事業に要する経費
- （3）土地の取得、造成、賃借、補償等に要する経費
- （4）消費税（地方消費税を含む）
- （5）広告看板等の施設（当該団体名はこの限りではない）に要する経費
- （6）備品類に要する経費（コロナ対策としてのオープンスペース整備を除く）
- （7）経常的維持補修（例：アーケードや街路灯のLED化における単なる電球取替など）等に要する経費（新規にLED化を図るものを除く）
- （8）既に他の国・県の補助金や共同施設建設費助成事業等の補助事業対象となったもので、補助対象施設の耐用年数を経過していないもの

### 補助率と補助金の額

補助対象経費の1/6以内で4,000千円を県補助限度額とします。ただし、市町義務随伴のため、市町補助金が1/6を下回る場合は同額までを限度額とし、千円未満の端数は切り捨てます。

提出書類一覧
--------

提出していただく書類は下記のとおりです。

※内容に訂正ある場合は組合の証明が必要です。

### 1 補助金交付申請のとき

- ① 補助金交付申請書（様式第1号）  
※事業の着手予定年月日には**工事契約締結予定日以前の日（工事開始日ではありません）**、事業の完了予定年月日には**最終支払完了日以後の日（工事完了日ではありません）**を記入してください。
- ② 収支予算書（様式第1号の別記）  
 ※別添の見積書と相違ないように注意してください。  
※消費税込みの金額を記入してください。
- ③ 誓約書（様式第1号の2）
- ④ 事業計画書（別紙1）
- ⑤ 団体の概要が分かる資料（様式例8ページ参照）
- ⑥ 事業実施に係る総会または理事会の議事録の写し（様式例9ページ参照）
- ⑦ 組合員の名簿
- ⑧ 定款またはこれに準ずる規約、会則等
- ⑨ 補助対象施設の見積書（2者以上）の写し、仕様書（カタログ）、その工事前図面及び配置図 ※図面上に工事箇所・内容が分かるように表示して下さい。
- ⑩ 施設設置前（工事前）の写真
- ⑪ 補助対象が防犯カメラシステムの場合は上記書類に加えて以下の書類  
 ア 次の事項を盛り込んだ運営管理規約  
     (ア) 管理責任者、構成員等の守秘義務に関すること  
     (イ) 画像の保存、消去及び加工の禁止に関すること  
     (ウ) 画像の第三者への提供禁止に関すること  
     (エ) 正当な理由があつて第三者に提供する場合に関すること  
     (オ) 本人への画像の開示に関すること  
     (カ) 防犯カメラの設置等に関する苦情対応に関すること  
 ※ プライバシーの保護に配慮した防犯カメラの適正な運用について、下記URLをご確認ください。  
     <http://web.pref.hyogo.lg.jp/kk14/documents/000123498.pdf>  
 イ 一般住居等が混在する商店街等においては、防犯カメラの設置や監視範囲等に関し、事前に了解を得たことを証する書類
- ⑫ 新たな共同施設を設置する場合は組合の財務状況確認のため直近3年分の決算書
- ⑬ 補助金を受けて共同施設を撤去する場合には、上記書類に加えて下記の必要な書類  
 ア 3期分の決算書  
 イ 減価償却明細書  
 ウ 新たな共同施設の建設時期、撤去後の活動予定や撤去による効果を示す書類。
- ⑭ 債権者登録書（補助金振込先金融機関の登録）
- ⑮ 市町が補助することを証する書類（交付決定通知書(写)もしくは、補助金交付申請書(写)）
- ⑯ 補助金振込先金融機関の通帳の写し（支店名、口座名義（通常表記、カナ表記）  
 口座番号等の確認できるもの）
- ⑰ その他参考となる資料

**2 交付決定内容及び交付決定額の変更のとき** ※変更は必ず事前に申請して下さい。

- ① 補助金変更交付申請書（様式第3号）
- ② 事業計画書（別紙1）
- ③ 収支予算書（様式第1号の別記）※消費税込みの金額を記入してください。
- ④ 補助対象施設の見積書の写しなど変更に関する書類

**3 事業中止（廃止）のとき**

- ① 補助事業中止（廃止）承認申請書（様式第5号）

**4 事業遂行困難のとき**

- ① 補助事業遂行困難状況報告書（様式第7号）

**5 事業実施状況報告のとき**

- ① 補助事業実施状況報告書（別紙2）

**6 実績報告のとき**

- ① 補助事業実績報告書（様式第8号）
- ② 収支決算書（様式第8号の別記）※消費税込みの金額を記入してください。
- ③ 事業実績報告書（別紙3）
- ④ 補助対象となった施設に関する契約書、請書など契約内容を示す書類（内容内訳含む）（写）
- ⑤ 精算設計又はこれに類する書類の写し（当初の内容と変更がない場合は省略可能）
- ⑥ 工事費請求書の写し※日付が事業着工年月日以降のもの
- ⑦ 振込依頼書（金融機関の受付印が押してあるもの）（写）  
※工事費の支払いは、必ず銀行振込で行ってください。現金手渡しは不可です。  
なお、インターネットバンキングを利用して工事費を支払う場合は、①送金結果がわかる資料と②通帳の写し（または、工事業者の領収書）を提出してください。  
（①②両方とも必要です。）  
※日付が事業完了年月日以前のもの
- ⑧ 施設設置後の写真  
※工事箇所すべての写真が必要です。施設設置前と比較できる内容にしてください  
※街路灯LED化工事の場合、工事中の写真（電球または電灯を取り付ける様子が確認できるもの）も必要です。
- ⑨ 施設設置後の配置図（竣工図面）  
※図面上に工事箇所・内容が分かるように表示して下さい。
- ⑩ 市町が補助することを証する書類（交付決定通知書（写））

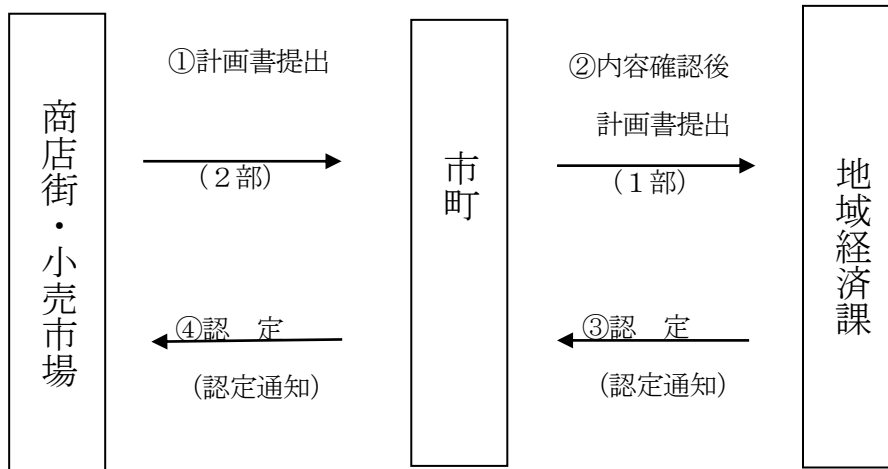
**7 補助金請求のとき**

**※交付申請時と金額が同額である場合は実績報告と同時に提出してください。**

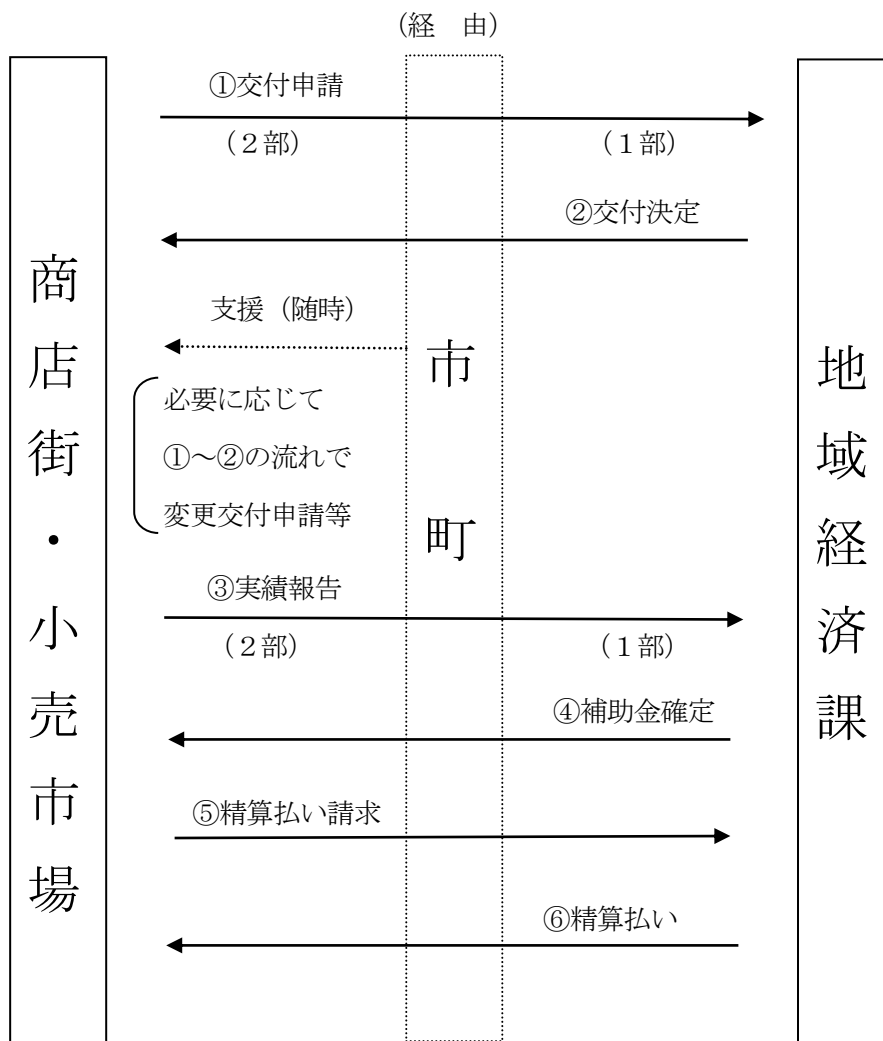
- ① 補助金請求書（様式第10号）  
※申請代表者と口座名義人が異なる場合は、別途委任状（様式例10ページ参照）に捺印したものが必ず必要です。
- ② 補助金振込先金融機関の通帳の写し（支店名、口座名義（通常表記、カナ表記）口座番号等の確認できるもの）

令和8年度商店街整備事業 補助金フロー図

【事前エントリー】



【交付申請以降】



※④確定した補助金の額が、交付決定額（変更された場合にあつては、通知された金額）と同額であるときは、通知を省略します。

# 様式例

商店街等名 ( )

担当者名 ( )

団体の概要	
1. 設立年月日	昭和 年 月 日
2. 予算規模 (申請した年度の年間収支)	円
3. 組合員 (会員) 数	名
4. 組合員の業種	
5. 役員名	
6. 空き店舗の状況	<p>空き店舗率= % ( 店舗中 店舗)</p> <p>以前の業種</p> <p>原因</p>
7. 事務局 (連絡先)	<p>住 所:</p> <p>電話番号:</p> <p>担当者名:</p>

(添付書類) ①定款・会則 (規則)

②組合員 (会員) 名簿

## 理事会議事録

開催日時 令和〇〇年△△月□□日 午後〇〇時

開催場所 〇〇〇〇商店街事務所

理事総数 〇〇名

出席理事 △△名

議題 アーケード改修工事の実施及び施工業者の選定について

理事会開催に際し、本理事会議長として〇〇理事長が選任された。

〇〇理事長よりアーケード改修工事の必要性について説明があり、理事はこれを了承した。続いて、本改修工事について〇社から見積についての説明があり、金額では以下のとおりとなった。

〇〇工業株式会社 ¥〇,〇〇〇,〇〇〇

△△株式会社 ¥△,△△△,△△△

株式会社□□□ ¥□,□□□,□□□

議長は金額的に安く、実績のある株式会社□□□に発注したい旨はかったところ出席理事全員一致で可決、承認された。

以上をもって議題の審議が終了したので議長は閉会を宣言した。上記の議決を明らかにするため、参加理事全員が下記に署名する。

理事長 〇〇 〇〇

理事 〇〇 〇〇

副理事長 〇〇 〇〇

理事 〇〇 〇〇

会計理事 〇〇 〇〇

理事 〇〇 〇〇

理事 〇〇 〇〇

監事 〇〇 〇〇

# 委任状

令和 年 月 日

兵庫県知事 齋藤元彦様

令和 年度 事業補助金の受領を下記に委任します。

## 記

口座名義人	
銀行名	
支店名	
口座種別	
口座番号	

住 所

団体名

代表者名

電 話 ( ) ー 番

電子メール

※振込先名義が申請者（団体代表者）と異なる場合提出してください

# 記載例

様式第1号（第3条関係）

## 補助金交付申請書

第 号  
年 月 日

兵庫県知事 様

住 所 神戸市中央区下山手通5-10-1

団 体 名 ○○商店街振興組合

代表者名 理事長 兵庫 太郎

電 話 ( ) - 番

電子メール

令和8年度において、商店街整備事業（商店街・小売市場共同施設建設費助成事業）を下記のとおり実施したいので、補助金 円を交付願いたく補助金交付要綱第3条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 事業の内容及び経費区分（別記）

2 事業の着工予定年月日

令和8年 8月 1日

事業の完了予定年月日

令和8年12月20日

3 添付書類

工事の委託契約締結予定日

（工事開始予定日ではありません）

工事費の支払い完了予定日

（工事終了予定日ではありません）

別記

## 収支予算書

### 1 収入の部

科目	予算額	摘要
県補助金	〇〇〇〇円	兵庫県商店街・小売市場共同施設建設費助成事業
市補助金	〇〇〇〇円	〇〇市〇〇〇〇〇補助金
自己資金	〇〇〇〇円	
計	2,530,000円	

### 2 支出の部

科目	予算額	摘要
工事費	1,650,000円	アーケード改修
工事費	330,000円	防犯カメラ新設
工事費	550,000円	防犯カメラ改修
計	2,530,000円	

見積書合計と同額の税込額を記入してください。

(注) 収支の計はそれぞれ一致する。

様式第8号（第11条関係）

# 補助事業実績報告書

第 号

年 月 日

兵庫県知事 様

住 所 神戸市中央区下山手通5-10-1

団 体 名 ○○商店街振興組合

代表者名 理事長 兵庫 太郎

電 話 ( ) - 番

電子メール

令和〇年〇月〇日付地経第〇〇〇〇号で交付決定のあった令和8年度商店街整備事業（商店街・小売市場共同施設建設費助成事業）事業を下記のとおり実施したので、補助金交付要綱第11条の規定によりその実績を報告します。

記

以下、補助金交付申請書の様式に準ずる。

以下の内容を記入してください。  
※変更がない場合も記入が必要です。

- 1 事業の内容及び経費区分（別記）
- 2 事業の着工予定年月日（令和8年 8月 1日）  
事業の着工年月日 ○令和8年 8月 1日
- 事業の完了予定年月日（令和8年12月20日）  
事業の完了年月日 ○令和8年12月10日
- 3 添付書類 別添のとおり

工事の委託契約締結日  
（工事開始日ではありません）

工事費の支払い完了日  
（工事終了日ではありません）

（注）申請内容を上段に（）書き、実績を下段に記入する。

別記

## 収支決算書

### 1 収入の部

科目	決算額	摘要
県補助金	(○○○○円) ○○○○円	兵庫県商店街・小売市場共同施設 建設費助成事業
市補助金	(○○○○円) ○○○○円	〇〇市○○○○〇補助金
自己資金	(○○○○円) ○○○○円	
計	(2,530,000円) 2,530,000円	

### 2 支出の部

科目	決算額	摘要
工事費	(1,650,000円) 1,650,000円	アーケード改修
工事費	(330,000円) 330,000円	防犯カメラ新設
工事費	(550,000円) 550,000円	防犯カメラ改修
計	(2,530,000円) 2,530,000円	

変更がない場合でも、変更前  
(交付申請時)を上段に( )  
書き、変更後(実績報告時)  
を下段に記入してください。

- (注) 1 収支の計はそれぞれ一致する。  
2 県補助金は、見込み額を記入する。  
※変更前を上段に( )書き、変更後を下段に記入する。